

# 剣道称号「教士」審査会要項

一般財団法人熊本県剣道連盟

## 1 申込対象者

- (1) 令和8年度の熊本県剣道連盟の年会費を納入し、登録会員であること。
- (2) 一般財団法人熊本県剣道連盟 称号・段位審査規程第19条【※1】、第20条第2項【※2】及び別表1の(2)【※3】に該当し、加盟剣道連盟会長より推薦された者。
- (3) 剣道錬士七段受有者で、七段受有後2年以上を経過（令和6年5月31日以前に取得）した者。

## 2 申込方法

- (1) 受審希望者は、審査料及び称号審査申請書、所定の教士受審申請書に小論文を添え、加盟団体事務局を通して申込みこと。
- (2) 年齢基準は審査当日（5月6日）とする。
- (3) 加盟団体事務局は申込者を取りまとめ、熊本県剣道連盟事務局へ提出すること。

## 3 県剣連の推薦

- (1) 本連盟称号・段位審査規程に基づいて、全剣連会長に候補者として推薦する。
- (2) 県剣連会長は、申込者が称号・段位審査規則第10条第2号の付与基準に該当し、かつ、同実施要領の「教士を受審しようとする者の備えるべき要件」（①～③）を満たしていると認めた場合、全剣連会長に候補者として推薦する。

## 4 申込締切

加盟団体事務局 令和8年2月20日（金）  
熊本県剣道連盟 令和8年2月27日（金）

## 5 審査の方法

下記の通り、課題に対する小論文提出の形式で実施し、小論文を採点のうえ審査会に付議して合否を決定する。

課題・書き方および提出方法

- (1) 剣道の課題 「剣道指導者としてのあり方」  
\*参考書籍「剣道指導要領」（全剣連発行）
- (2) 字数 800字以上1,200字以内
- (3) 用紙 400字詰め原稿用紙（市販のB4縦書き）
- (4) 書き方 用紙1～3行目に表題と登録都道府県・氏名を記し、4行目2段目より書くこと。必ずボールペンまたは万年筆を使用すること。原稿用紙の右上をホチキスで止めること。
- (5) 提出方法 封筒長3を使用し、表に「剣道称号教士受審」、裏に登録都道府県と氏名を表記したものを提出すること。

**※加盟団体事務局は、封筒の表裏の記載、封印を確認すること。**

6 審査会期日 令和8年5月6日(水・休)

7 審査料 37,000円

8 合格発表

審査終了後、合格者決定通知と証書が熊本県剣道連盟に送付されるほか、後日、全剣連月刊「剣窓」および全剣連ホームページ(<http://www.kendo.or.jp/>)に合格者の氏名が掲載される。

9 個人情報保護法への対応

参加者の個人情報(登録県名、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、年齢、称号・段位、職業等)は全日本剣道連盟および当連盟が行事運営運営のために利用する。なお、登録県名、氏名、年齢等の最小限の個人情報は必要の都度、目的に合わせ公表媒体(掲示用紙、ホームページ、剣窓等)に公表されることがある。更に、普及発展のためマスコミ関係者に必要な個人情報を提供することがある。

- (1) 全剣連および報道機関等が撮影した映像が、新聞・雑誌・報告書および関連ホームページ等で公開されることがある。
- (2) 全剣連および報道機関等が撮影した映像が、中継・録画放映およびインターネットによる配信で公開されることがある。
- (3) 全剣連の許可を受けた者によって、撮影された写真および映像が販売されることがある。

10 その他

教士号受審者の推薦は、審議委員会に諮った後、全剣連へ推薦する。締切期日厳守のこと。

※1 第19条

全剣連が行う称号審査会の受審資格は、全剣連審査規則のほか、全剣連または当法人主催の講習会を年2回以上受講していなければならない。なお、そのうち1回を加盟団体・準加盟団体の講習にかえることができる。ただし、特例として65歳以上は当法人主催の講習を年1回以上受講していればよい。

※2 第20条第2項

教士の称号推薦申請は、所属剣連会長または部会会長の推薦を得た後、全剣連様式による申請書(自筆)に審査料を添え、所属加盟団体または部会を經由して当法人会長に提出する。

※3 教士の特例受審

錬士七段受有者で、七段受有後2年以上経過し、かつ、年齢65歳以上で、当法人盟主催の講習会を年1回以上受講した者。(第19条称号の審査申請の特例)